

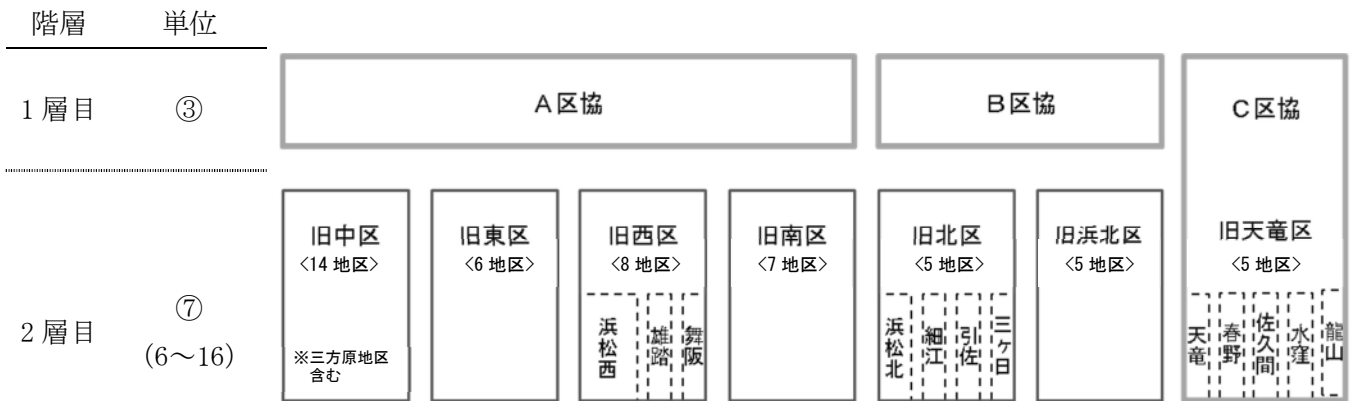
協議会のあり方について

1 役割

		住民発意	市発意	
		提言・要望	諮問・答申	協議・報告
1層目	運営：区役所 会議回数：4回/年 委員数：最大20人 ※2層目の代表者等で構成	<ul style="list-style-type: none"> 区共通課題 2層目で採択されたものの共有と精査 	<ul style="list-style-type: none"> 区役所予算 市の施策に関する重要事項 	-
2層目	運営：区役所または行政センター 会議回数：10～12回/年 委員数：最大20人	旧区単位の地域課題 <ul style="list-style-type: none"> 地域課題に対する意見交換 地域づくりに関する提案 (防災、消防、福祉、環境、土木、教育、子育てなど)	-	<ul style="list-style-type: none"> 計画や条例に関するパブコメ 地域力向上事業の提案 要望に対するフィードバック 諮問・答申に関する報告 など

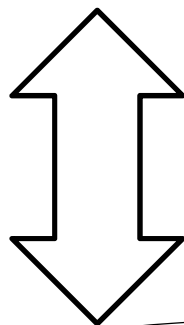


2 体制の枠組み



- エリアマネージャーによる総括 -

○各層の協議会の運営側として進行をサポート



- コミュニティ担当職員によるサポート -

○地域の会合への出席や日常業務を通じて地域課題を把握

- ・関係部署へ状況確認
- ・地域課題の論点整理

○2層目の協議会へ出席し委員の発言をサポート

- ・発言内容の整理と助言
- ・関連資料の用意

50地区（地区自治連やまちづくり協議会）の代表者